

平成28年8月3日

各病院開設者様

京都市保健所長
(担当:医務衛生課)

病院の構造設備の適切な使用について(依頼)

平素は本市の保健行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年に入り、京都市内の複数の病院において、病院施設の目的外使用があったとの新聞報道がされました。

御承知のとおり、病院の構造設備及び各部屋の使用用途については医療法に基づく許可事項であり、許可を受けずに部屋の使用用途を変更することは、認められておりません。

各病院におかれましては、本市(平成27年3月以前は京都府又は近畿厚生局)から開設許可、変更許可及び使用許可を受けている平面図の使用用途どおりに適切に使用されていると考えますが、本件のような事案が生じないようあらためて御注意いただくとともに、許可されている使用用途からの変更を行う場合には、変更許可申請及び使用許可申請を適切に行っていただきますよう、よろしくお願い致します。

(参考) 変更許可及び使用許可の申請書類は、京都市のホームページ「京都市情報館」からダウンロードできますので、御活用ください。

「京都市情報館」 <http://www.city.kyoto.lg.jp/>

「京都市情報館」トップページ上部にあるサイト内検索で「病院変更」と入力
⇒「京都市:申請方法(病院関係手続)」のページを御覧ください。

【本件に関するお問合せ先】

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町

500-1 中信御池ビル5階

京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課

医務担当 電話 (075)213-2983